

平成22年(行コ)第27号

次回期日 10月2日

控訴人 市野和夫 外138名

被控訴人 愛知県知事 外1名

## 第10準備書面

平成24年9月18日

名古屋高等裁判所

民事第2部 御中

控訴人ら代理人	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	原	田	彰	好
同	弁護士	竹	内	裕	詞
同	弁護士	樽	井	直	樹
同	弁護士	白	川	秀	之
同	弁護士	濱	鳶	将	周
同	弁護士	笠	原	一	浩
同	弁護士	籠	橋	隆	明
同	弁護士	吉	江	仁	子
同	弁護士	小	島	智	史
同	弁護士	若	山	哲	史

被控訴人企業庁長に対する設楽ダムの水道に係る費用負担金の支出の差止請求につき、愛知県(企業庁)の同負担金の納付義務および国土交通大臣の同納付通知の違法性について補充する。

1 設楽ダム基本計画(乙44)によれば、設楽ダムは水道を建設目的の一つとし、そのダム使用权設定予定者は愛知県(水道)であり、その費用負担金(建設に要する費用の額(概算額は約2070億円)に1,000分の110を乗じて得た額)を負担し納

付しなければならない(特ダム法7条1、2項)。愛知県において水道用水供給事業は公営企業である愛知県企業庁(管理者は被控訴人企業庁長)によって経営されており、これが上記愛知県(水道)の費用負担金を負担し納付する。控訴人らが被控訴人企業庁長に対し求めているのは上記費用負担金のその負担金額に達するまで毎年度なされる納付のための支出の差止である。

2 ところで、ダム使用権設定予定者が特ダム法7条1項の負担金(費用負担金)を納付しないときは、国土交通大臣は当該ダム使用権設定予定者のダム使用権設定申請を却下しなければならない(特ダム法16条2項)。

ダム使用権設定予定者のダム使用権設定申請が却下されれば、当該ダム使用権設定予定者は最早ダム使用権設定予定者でないのであるから、当該ダムの費用負担金の負担義務を負わず、その納付義務もない。また、ダム使用権設定申請を却下されたダム使用権設定予定者は、すでに納付した特ダム法7条の負担金(費用負担金)を還付される(特ダム法12条)。

3 したがって、愛知県(企業庁)が設楽ダムの水道に係る費用負担金の納付(支出)をしなければ、国土交通大臣は、愛知県(水道)の設楽ダムの水道に係るダム使用権設定申請を却下しなければならず、これにより、愛知県(水道)はダム使用権設定予定者でなくなり、愛知県(企業庁)は設楽ダムの費用負担金の負担義務がなくなり、その納付義務もなくなるし、納付したものについては還付される。

よって、愛知県(企業庁)が控訴人ら第7準備書面第2・1～3等で述べたように支出時までの実績事実から設楽ダムの水道は明らかにその必要性が認められないので、設楽ダムの水道に係る費用負担金を納付しないときに、国土交通大臣がその納付通知をすることは、その負担と納付の義務のない者に対する納付請求であって、当該納付通知は、その原因となっている設楽ダムの基本計画が著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できないものであるかを検討するまでもなく違法であり、愛知県(企業庁)には納付義務がないものである。

4 以上のとおり、愛知県(企業庁)が設楽ダムの水道に係る費用負担金を納付しなければ、愛知県(企業庁)にはその納付義務がなくなり国土交通大臣のその納付通知は納付義務のない者に対する納付請求であって違法であるので、被控訴人企業庁長に対して、設楽ダムの水道に係る費用負担金の支出の差止を求めるものである。